

先輩弁護士の先生方へ

(ご支援のお願い)

私たちは、初の貸与制の下で修習を経験し、貸与制の不合理性を痛感しました。私たちは、自分たちのため、後輩のため、司法制度のために、なんとか給費制を復活させたいと給費制廃止違憲訴訟を提起することに致しました。

訴訟では、憲法違反を根拠に、国家賠償請求や実質的当事者訴訟によって給費の支払いを求める予定です。その訴訟形態や内容については鋭意検討中ですが、是非この取り組みをご支援いただけないでしょうか。

先生方をお願いしたいことは代理人就任とカンパご支援の2点です。

この訴訟は原告の数が何より大事であると考えており、不安を感じて原告となることを躊躇している65期も、多くの先輩方が代理人として名を連ねてくださっていることがわかれば安心して参加できます。

ご協力くださる先生は右の【連絡先】にご連絡下さるようお願い申し上げます。

あわせて、誠に恐縮ですが、訴訟費用を賄うための経済的なご支援も頂戴できれば幸甚です。

何卒、温かいご支援をお願い致します。



新 65 期の方へ

原告となって下さる方は、下記給費制廃止違憲訴訟HP・「原告募集」のページより訴訟委任状のPDFファイルをプリントアウトした上で、必要事項を記載、下記の【連絡先】「住所」宛ご送付ください。なお、日付は空欄で構いません。また、裁判所名は、後日記入しますので、記載しなくて結構です。その他、詳細はHPをご覧ください。

先輩弁護士の方へ

訴訟代理人に就任して下さる方は、下記【連絡先】E-mail アドレスまでご連絡ください。経済的御支援を頂ける場合は、下記の振込先までお願いいたします。

連絡先

住所： 〒171-0021
東京都豊島区西池袋1-17-10
エキニア池袋6階 城北法律事務所内
給費訴訟事務局 弁護士 種田和敏

TEL：03-3988-4866

E-mail：kyuhisosyo65jimu@gmail.com

(ご不明な点があればお気軽にお問い合わせください。)

振込先

ゆうちょ銀行 00150-7-441572

「給費訴訟を応援する会」

店名：019 口座番号：0441572 当座

【給費制廃止違憲訴訟HP】

<http://kyuhi-sosyou.com/index.html>

又は「給費制廃止違憲訴訟」で検索。



司法修習生 給費制廃止 違憲訴訟

Pay for Justice

～正義のための給費を～





給費制廃止違憲訴訟とは

司法修習生の給費制をめぐる現状は厳しいものです。閣議決定に基づき内閣に設置された法曹養成制度検討会議でも、給費制が復活する見込みは低いと言われています。

また、給費制に対する市民の関心も低いだけでなく、弁護士をはじめ給費制は終わった問題という認識にある人が多いのも現実です。

そこで、給費制の意義や貸与制の現実を市民の方々等に広く知っていただき、給費制の復活に向けたあゆみに一石を投げたいと思い、新65期が中心となり、給費制廃止違憲訴訟を提起することにしました。給費制廃止違憲訴訟を提起することにしました。

訴訟の意義・理念

新65期の現状

私たち新65期司法修習生は、約1年間の修習中、修習に専念する義務を課され、兼業を禁止されているにもかかわらず、給料がもらえませんでした。

貸与を希望した修習生は、この約1年間で、約300万円の借金を背負いました。

更に、日弁連の調査によると、法科大学院入学・在学のために奨学金を利用した人は全体の半数以上に上り、奨学金の利用額は平均して340万にものぼるそうです。中には、返済額の合計が1000万円を超える人もいます。

また、弁護士を目指している者の就職活動は非常に厳しいのが現状で、年収も低下しているので、多くの人は返済に不安を抱えています。

「給費制」の意義

しかし、私たちは、自分たちが、経済的・精神的な苦しさを感じたこと、そのみから、貸与制に反対しているわけではありません。貸与制には、制度として多くの問題があると思うのです。

まず、そもそも給費制は、人権擁護を使命とする司法の担い手である法律家を国の責任で養成するという理念に基づき、戦後すぐに始まったものです。その理念は今も変わっておらず、貸与制は、この理念に反します。

また、当然ですが、上記のような厳しい現状が、法曹を志願する人の減少に拍車をかけています。これにより優秀な人材が法曹界に集まらなくなり、ひいては日本の司法制度が信頼を失ってしまいます。市民のための法律家を育てるためには、誰もが法曹を目指す制度でなくてもなりません。給費制には、法曹を目指すものの経済的負担を軽減し、より多様な人材を受け入れるという役割もあるのではないのでしょうか。

何より、この状態が続き、仮にお金のことばかり考える司法の担い手が増えれば、それによって不利益を受けるのは最終的には国民です。

司法修習制度は司法を担う人材を養成する制度として、国が国費で行うべきだと私たちは考えます。

原告大募集中！！

2012年12月現在、約130名の新65期が原告に名を連ねています。約2000名の新65期の内、目標は500名です。人数が多いほど、社会に与えるインパクトも大きくなるはずです。

ぜひ、あなたも原告に加わってください。

訴訟は、憲法違反を根拠に、国家賠償請求や実質的当事者訴訟によって給費の支払いを求めるものであり、貸与を受けていなくても原告となることができます。訴訟費用も不要です。また、原告となっても、訴訟進行は弁護士が行いますので、皆さんの負担となることはありません。現在訴訟代理人となってくれている弁護士は200人を超えており、活発に私たちのために動いてくれています。

あなたの力が必要なのです。原告の数を一人でも増やすため、是非協力をお願い致します。

原告になって下さる方には訴訟委任状を書いてもらう必要があります。詳しくは、裏面【新65期の方へ】をご覧ください。

